

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要領の一部改正について
(地域医療介護総合確保基金を活用した事業分)

1 改正を行う理由

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の改正（補助単価の改正、補助事業の削除、補助率の追加）に伴い必要となる改正を行う。

2 改正事項

- (1) 大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業は、国通知において対象となっている機器を導入するために必要な経費を補助対象経費としており、今回、当該通知が改正されたことに伴う改正を行う。

改正箇所	改正内容	
第3 4(2)ア 及びウ	改正前	令和4年6月17日老高発0617第2号 「別紙1 介護ロボット導入支援事業実施要綱」、「別紙2 ICT導入支援事業実施要綱」（以下介護ロボット・ICT 導入支援事業実施要綱）を廃し
	改正後	令和6年5月15日老高発0515第1号 「介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」を新設

- (2) 要綱において削除された事業について別表・様式を修正
- ・介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換に係る事業が削除
- (3) 災害レッドゾーンから災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、補助の対象としない文言を追加する。
- <主な取扱い>
- ・災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、補助の対象としない。

3 施行期日

要綱改正の公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。